様式第１号(第３条関係)

年　　月　　日

（宛先）大月市長

申請者　住所(所在地)

氏名(名称)

共有資産分割納付（変更）申請書

不動産登記簿における各持分が同一である下記物件について、以下の申請事由により、共有持分割合により税額を按分し、納付書を発行してくださるよう共有者全員の同意をもって申請いたします。また按分時の端数については申請者の納付書に参入することに同意いたします。

なお、共有者の中に滞納者が出た場合は、その滞納分についても共有者全員で納税の義務を負うことを承認いたします。

記

１．申請事由

２．該当物件

種 類	所　　在　　地	地目・種類	地積又は延床面積
土地 ・ 家屋			㎡
土地 ・ 家屋			㎡
土地 ・ 家屋			㎡
土地 ・ 家屋			㎡
土地 ・ 家屋			㎡

３．共有構成員

住所（所在）	氏名(名称)	持分
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／
（電話　　－　　－　　）	印	／

留意事項

○共有資産における固定資産税は、地方税法第10条に基づき連帯納税義務が規定されています。そのためこの取り扱いは、地方税法の規定による連帯納税義務を分割納税義務とするものではありません。分割後の税額を納付しても共有者に滞納が生じた場合は、地方税法に基づき差押え等の滞納処分を受けることがあります。

○記載内容に変更があった場合は、速やかに本申請書を提出してください。

○税額を各共有者の持分で按分した結果、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数の合計額を申請者の按分税額に加算して納付書を作成します。この場合、分割前の税額に合うように処理するものとします。

○分割納付は納付書により納付していただきます。共有資産の納税義務者名義で口座振替の届出をした場合は、届出口座から分割前の税額が全額振り替えられる可能性がありますのでご注意ください。

○分割納付した資産の証明書は共有資産ごとに交付することとし、分割納付したことを証する証明書は交付できません。

○この取り扱いは次の場合取り消すことがあります。

・申請内容に変更があったにもかかわらず、再提出がない場合
・共有者に滞納が発生した場合
・申請後に滞納した場合